

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う家きん等の輸出手続きについて

平成26年12月16日

今般、宮崎県において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、我が国から輸出される生きた家きん及び家きん製品については、各国の受け入れについて詳細が確認できるまでの間、輸出検疫証明書の発行を一時停止することとなりました。